

第 67 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 5 年 1 月 24 日 (水) 16:00~17:50

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
(以上 8 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 松本 工 相互接続推進部 制度・料金部門長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長

KDD I 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 移動相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

高圓 宏明 FVNO委員会 副委員長

佐々木 太志 MVNO委員会 運営分科会主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長
下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
永井料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐

■議事概要

- シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング
 - ・ 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社より、資料67-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング
 - ・ 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社より、それぞれ資料67-2から67-5までについて説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング

【辻座長】 それでは、議事を開始いたします。

本日の議題は、「シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関するヒアリング」であります。本件は、前回会合にて関係する事業者としてKDDI株式会社及びソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の2者から御説明をいただいたものであります。今回は、NTT東日本・西日本から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、NTT東日本・西日本より御説明をお願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 では、NTT西日本の藤本から御説明をさせていただきます。本日は、このような説明の機会をいただきましてありがとうございます。資料67-1に沿いまして御説明をいたします。

まず、1ページを御覧ください。シェアドアクセス方式の引込線の設備につきましては、現用回線の廃止の申込みがあった際、その回線を利用している事業者様及び当社を含めた事業者において、残置・撤去・転用のいずれかを選択しまして、その選択に応じた費用を

負担しております。本日は、下段にお示ししておりますとおり、残置と撤去のケースが御議論の対象と認識しているところでございます。なお、引込線を残置している建物におきまして、回線を新設するというお申込みがあった際には、申込みをいただく事業者様によらず、当該の残置回線を再利用することで、設備の効率的な運用を図っているということになってございます。

次の2ページを御覧ください。回線の廃止時の引込線等の扱いについてでございますが、当社としましては、現在のようにF T T Hサービスの需要が継続的に発生するという状況下においては、シェアドアクセス方式の引込線の設備は、回線の廃止時に撤去することなく、そのまま残置をして再利用していくということが効率的で、ユーザ利便にかなうものであると考えております。

下段の表に、現用回線を残置し再利用する場合と、現用回線の撤去後に新設する場合のケースにおいて、具体的なコストの内訳や、コスト以外の工事調整、お客様対応等の項目5つについて、その要否を一覧でお示ししておりますが、御覧のとおり、新設する際には必要になる項目でも、残置回線を再利用する場合では不要という項目が多いというところからも、残置をして再利用するケースの方が効率的であることがお分かりいただけるかと思えます。また、当社の運用におきましても、原則引込線は残置をすることとしておりまして、その場合は、当社も接続事業者様と同様に維持負担額を負担しているところでございます。

なお、同一の建物において複数の回線が残置されるというケースも一部にはあるところでございますが、撤去工事に係るコストや、お客様の対応に伴う稼働が新たに発生することを踏まえたと、こうした残置回線の撤去のみを目的とした対応を取っていくことについては、不要ではないかと考えているところでございます。

次の3ページですが、こちらは具体的な金額での比較をお示ししておりますので、御覧ください。上段の現用回線の利用事業者様においては、残置して再利用する場合も、撤去後に新設する場合も、未償却残高の負担は発生いたしますが、右側の撤去後に新設する場合は、それに加えて、撤去工事費の8,572円が必要になります。

また、下段の新規回線の利用事業者様の負担においても、スプリッタの工事費は同額となっておりますが、屋内配線の工事につきましては、回線を新設するほうが工事料は少し割高になりますので、残置して再利用する場合の方が効率的であることがお分かりいただけるかと思えます。

続いて、4ページを御覧ください。前回の研究会の中で、KDDI様とソニーネットワークコミュニケーションズ様から御提案がありました維持負担額の算定方法の見直し、網使用料として見直してはどうかという点についてございます。当社としましては、4ページにお示ししております2つの理由により、現在の維持負担額を網使用料として利用回数に応じた負担、すなわち分岐端末回線の接続料原価に算入する方法へ見直すことには一定の合理性があると考えております。

まず、1つ目の理由としましては、従前より、いかなる事業者様からの回線の申込み時においても、回線の設置場所に残置回線が存在する場合には、再利用していることから、残置回線はシェアドアクセスを利用する全ての事業者様がその受益者になる、なり得る設備であると考えられるということ、それから、2点目ですが、今後当社が一元的に引込線の扱いを判断・運用していくということに加え、残置回線数に応じた負担ではなく、分岐端末回線の利用数に応じた負担方法に見直すことで、残置することに対する障壁が解消され、設備運用の効率性の向上が一層期待できるのではないかと理由を挙げさせていただいております。

次の5ページに行きまして、撤去費用の算定方法の見直しについての意見を書かせていただいております。こちらは、残置回線と異なり、撤去する回線につきましては、現に利用している事業者様だけがそのサービス提供のために利用していたということでございますので、他の事業者様は当該設備の受益者には当たらないことを踏まえすと、個別の御要望により申込みの都度発生する撤去工事費につきましては、現行のとおり撤去する事業者が個別に負担していくことが適当ではないかと考えているところでございます。また、仮に負担方法を見直すとした場合でも、非効率な撤去が助長されないような仕組みを取っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

次のページ、1枚挟んで7ページを御覧ください。前々回の事務局資料で提示されました各論点に関しまして、当社の考えをおまとめしてございます。

論点1、残置回線の現状について、次ページ以降に別紙1、2、3とございますが、こちらの中で残置回線数、再利用数、転用数それぞれの推移につきまして取りまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。なお、前回の研究会で、維持負担額と撤去費の東西の差分について御指摘を賜ったと存じております。この差分につきましては、東日本より西日本の方が引込線を長く敷設するという場合が多いことに起因するもので、引込線のケーブルの創設費の額が東日本に比べて西日本の方が大きいことにより生じてい

るものと御理解いただければと思います。

その下の論点2、「特殊な状況」の現状について、現行の算定方法が整理された平成16年当時においては、新旧事業者間の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯線を再利用できない場合が多いという想定に基づき、残置回線の維持負担額は、現用回線の利用事業者が専ら使用するものとして、個別に御負担いただく整理とされた認識でおります。一方、その後の事業者間の運用整理などを通じて、現在では、新旧事業者間での引込線等の再利用や転用を実施できるといったように、当時とは少し異なる状況になっていると認識しております。

次に、論点3、「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直しについて、に対する当社の考えでございますが、先ほど4ページで御説明を差し上げたとおりでございます。なお、算定方法を見直すことに伴いまして、事業者様によっては御負担額が増加する場合がありますので、そうした点にも留意が必要であると考えてございます。見直しによる影響額などにつきましては、後のページに載せております別紙4と別紙5に当社において実施した試算を記載してございますので、また御確認いただければと思います。

次の論点4、転用等の実現後における残置・撤去の判断主体についてでございます。当社が判断主体となる場合には、お客様や接続事業者様からの御要望がない限り、原則残置とさせていただく考えでございます。ただ、その場合は、引込線等の取扱いに関するお客様への対応につきましては、現に利用している事業者様の責任において実施していただくということが必要になってくるものと考えております。

論点5、既存残置回線の費用負担についてでございますが、既存の残置回線につきましても、今後、再利用や転用が見込まれることを踏まえますと、維持負担額の見直しの範囲は全ての引込線などを対象とすることが適切ではないかと考えているところでございます。

最後に、論点6、残置回線に係る取組の進め方についてでございますが、先ほど2ページで申し上げたとおり、まだF T T Hアクセスサービスの需要が継続的に発生する状況下においては、引込線等の設備は回線の廃止時に撤去することなく、残置をして再利用していくことが効率的であり、かつ、ユーザ利便にもかなうものと考えているところでございます。

当社からの資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのN T T東日本・西日本からの説明につきまして、御意見等がございます構成員は、チャット若しくは音声に

てお知らせください。

酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 11ページの別紙4のところ、維持負担額の算定方法を見直す場合の単価試算の記載があり、かなり接続料が上がるように書いてありますが、下の残置回線に係る維持負担額が結局なくなるので、合計すれば、あまり今までと変わらないと思っ
てよろしいのでしょうか。

【辻座長】 それでは、NTT東日本・西日本いかがでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 酒井先生、御質問ありがとうございます。こちらの料金の増減に関しては、事業者様によって少し影響が異なるものと認識してございます。今、残置を多くしていらっしゃる事業者様と、分岐端末回線を実際に現用でお使いになっておられる事業者様の回線のボリュームによって、今後の負担増減が生じると思
いますので、必ずしもバランスするという事ではないと思ひ、事業者様個々によって影響が異なる
と考えてございます。

【酒井構成員】 分かりました。もう一点、今後、利用者の方が撤去を希望するという
のは、だんだん減ってくると思っ
てよろしいのでしょうか。建物自体を壊してしまう等の話があれば別とは思ひます。

【NTT東日本・西日本】 ありがとうございます。現在、コラボの事業者様と、KDDI様、ソニーネットワークコミュニケーションズ様のようなシェアドアクセスを御利用
になっておられる事業者様との間でも、今後転用ができるようにスキーム、仕組みづくりを整えてお
りまして、そういった転用の仕組みが整い始めますと、転用という仕組みの下に残置をした方が効率的であるという世界観が根づく
と想定され、徐々に、撤去することよりも残置をする効率性の方が評価されるようになってくるのではないかと考
えて
ござ
います。

【酒井構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【辻座長】 ありがとうございます。そのほか御意見ございますでしょうか。それ
では、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。前回会合までにプレゼンいただいた接続事業者
さんとあまり意見の相違はないと思ひますが、例えば5ページのあたりで、撤去費は撤去する事業者が個別に負担することが
適当とおっしゃっていますが、本当に事業者間で転用される、あるいは再利用される
ということ
を考えると、ここでおっしゃっているのは

最後に利用していた事業者さんが負担するということになるのでしょうか。

もしばらく光回線を使っていないというような状況で、例えば家をリフォームすることになって、引通線が支障になるということになると、撤去していただかないといけないわけですが、長らく使ってなかった場合であっても、最後に使っていた事業者が負担するというのが適切なのでしょうか。撤去工事費の負担を逃れるために、一旦ほかの事業者にくら替えしてください、というようなことは起きないとは思いますが、それまで実際にこの引込線を使っていた期間に応じて配分する等、実際に転用・再利用の実績がある場合に、最後に使っていた事業者が100%負担する、というのが本当に適切なかどうか気になりました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。その点につきまして、NTT東日本・西日本いかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 相田先生、御質問ありがとうございます。残置をして、長らくお使いにならないまま、建物の取壊し等で撤去をするという段階においては、残置回線を撤去するタイミングで当社の負担として、当社の判断により撤去いたしますので、そこは御負担いただくということではなく、5ページで申し上げておりますのは、現用の回線につきまして、現在御利用中の事業者様が撤去という御判断をされる際には、引き続き撤去費としてご負担いただきたいという趣旨で申し上げている次第でございます。

【相田座長代理】 了解いたしました。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、佐藤構成員お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。プレゼンを伺って、転用や再利用がこれから増えていくため、現在の回線を有効に、広く、多くの事業者で使うことを促進しようという観点で、NTT東日本・西日本においては網使用料化に賛成いただいたということで、結構だと思います。

運用等についてはまだ少し議論が残っていると思うので、運用や負担方法についてはもう少し議論をしたいと思います。

1ページで幾つかのパターンが提示されていますが、それぞれどのぐらいの割合であるのか見たいので、追加質問でまた数字をお願いすることと思います。

さらに、5ページで、撤去について非効率な撤去が助長されないことがないように、と書いてありますが、NTT東日本・西日本さんとしては、非効率な撤去というのはどうい

ことを想定されているのか教えていただきたいです。逆に、効率的、合理的な撤去がなされないケースというのがあり得るのか、ないと判断されているのか、についてお聞きしたいと思います。お願いします。

【辻座長】 それでは、NTT東日本・西日本御回答をお願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 佐藤先生、御質問ありがとうございます。1ページの残置、撤去の数字のところでございますが、今当方で把握しているものにつきましては、別紙に少しおまとめしているところがございます。それ以外のところで不足がございましたら、また改めて調べた上で、御回答させていただければと思います。

それから、5ページのところで御質問いただいた非効率な撤去でございますが、これは先ほど来申し上げているとおりでございますが、私どもとしては、撤去よりも残置をして再利用することが全体の効率化に資するものと考えておりますので、今回こういった維持をするコストを網使用料に含めることによって、撤去がいたずらに促進される等、そういったことが起こり得ないとも限りませんので、そうなる全体として非効率になるというところで、非効率な撤去という表現をさせていただいた次第でございます。

【佐藤構成員】 佐藤です。1ページの数字に関しては、追加で示していただくとともに、また、今後においても、1年、2年、3年と経過する中で残置回線が減っていくか、転用が増えていくか等、そういった数字も定点観測で見たいと思いますので、ぜひ協力いただければと思います。

それから、非効率な撤去について、概念的にあるという言い方でしたが、具体的には考えておらず、どちらかという、原則残置して、撤去しないでいいと言っているようにも聞こえました。7ページの論点4では、NTT東日本・西日本が主体で判断する場合は原則残置と書いてありますが、これと同じ考え方になるわけですね。原則ということで書いてあるからには、残置以外のケースもあり得るということだと思っておりますが、基本的にNTT東日本・西日本の判断ではほぼ全て残置するという理解で良いでしょうか。逆に、残置以外が起こるとしたら、どういう判断基準が、どういうケースがあり得るのかということについて、7ページのところ、いま一度よろしければ御説明いただけますか。

【NTT東日本・西日本】 ありがとうございます。7ページのところは、先生の御理解のとおりでございます。原則でない場合という点でございますが、こちらは、建物そのものが取り壊されてしまうことがあらかじめ分かっているようなケースや、お客様の御要望、申出によって撤去が必要なケースもまれにございますので、そういったときには原則

から外れるという認識でございます。

【辻座長】 今の質疑に関連して、接続事業者の方で、撤去か残置かを判断するにあたり、撤去を選ばれる方はおられないのでしょうか。撤去する場合は基本的に、撤去費用として、ユーザにとっては高額なお金がかかりますが、それを考えると、撤去はされないような気がします。この点、接続事業者によっては、新しいユーザの方に、前の残置回線を取り払ったほうが良い、と提案している事業者はおられるのでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 辻先生、御質問ありがとうございます。もちろんそういった御判断をされる方もおられるかと思えます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、転用というスキームが一定、市場で確立されてきた暁には、皆様に恩恵が生じる仕組みだと考えておりますので、そういったところを皆様で進めていければと考えているところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

【佐藤構成員】 佐藤です。もう一点確認です。基本的に残置で、できるだけ皆で再利用や転用を進めるということだと思えますが、先ほど言われたように、もう建物が住める状況ではないところや、そういう地域、また、2本引きになっている場合でも残置で残すことになるのでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 佐藤先生、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、今はまだ転用のスキームが確立できていないような事業者間においては、2本引きというものが一時的に生じるケースはございます。その場合も、即座のタイミングで転用ができない状態であったとしても、一回廃止をして、再び申込みをいただく際の再利用ということをやっていますので、必ずしも2本引きの全てが放置されているままになっているということではないと認識しております。

【佐藤構成員】 対応ありがとうございました。

【辻座長】 ありがとうございます。続きまして、西村暢史構成員お願いいたします。

【西村(暢)構成員】 御説明ありがとうございます。中央大学の西村でございます。私からは、先ほど来佐藤先生からも御指摘いただいたところではございますが、1枚目のところで、再利用に関してお伺いさせていただければと思います。

別紙1などを拝見しておりますと、残置回線の数が増加している点を指摘されておられますが、残置の数が増えている、増加しているとなりますと、再利用の可能性というのは同様に増えることになるのでしょうか。そして、逆に、再利用の可能性がないようなもの、

つまり、撤去判断するしかないとNTT東日本・西日本様が考えるようなパターンについて、どういうパターンなのか、どれぐらいの割合なのかをお示しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 それでは、NTT東日本・西日本お願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 西村先生、御質問ありがとうございます。現在、FTTHアクセスサービス、シェアドアクセスも含めまして、市場全体が拡大傾向にある中では、一定残置回線が増えていくという状況は当然としてあると思います。そうした中で、市場全体が拡大していく中では、当然再利用という機会も増えていくものと考えておりますので、当社としましては、残置する方が効率化に資するものと判断しているところです。

撤去をしなければいけないケース、パターンがあるかということで申し上げますと、先ほども少し申し上げましたように、どうしてもお客様の御都合で撤去する場合や、建物そのものが敷設できない状態になること、例えば取壊しなどが決まっているケースでは、もちろん撤去するという選択になるかと思いますが、今、それ以外のパターンは思い浮かないところがございます。

【西村（暢）構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【辻座長】 それでは、西村真由美構成員お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。御説明をありがとうございます。2点ほどお願いということで申し上げます。

1点目は、先ほどもありましたように、非効率な撤去のお話ですが、最たる事例というのが、賃貸アパートの大家さんから、退去のときに回線を全部撤去してくださいと言われる場合で、かなり多いようです。回線というのは財産なので、何で撤去を求めるとか理解に苦しむところです。今後、接続事業者と光コラボ事業者間の転用が実現した時点で、ぜひ大々的にPRしていただいて、回線はNTT東日本・西日本が利用状況を十分に把握して、原則残置で効率的に使うということを、周知いただくのが良いと思っています。

2点目は、今回の考え方に大変賛成はしているのですが、12ページの構成員限りのところです、維持負担額の算定方法を見直す場合の影響額の試算というのが出ていまして、少し触れられていましたが、これは決まりではないでしょうから、ここをどうするのかというお話もぜひ継続議論としていただければなと思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。私は、アパートを退去されるときに、大家さんから撤去してくださいという事例があるとは思いませんでした。全相協ではそういう事例を把握しておられるのでしょうか。

【西村（真）構成員】 はい。実際にございまして、なかなか理解いただけない大家さんは多いです。

【辻座長】 撤去費用がかなりかかりますから、ユーザさんにしてみたら、撤去しないほうが良いでしょう。このような事例は知らなかったもので、大変参考になりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 今、西村構成員がおっしゃったこととも関係するのですが、引き通しの場合の引込線は、外にコネクションボックス等がなく、非常に便利できれいではありますが、賃貸住宅において、次に入居される方が簡単なリフォーム等をされるかもしれないときに、現行のルールだと、引いてある光ファイバーに支障が生じる可能性がある場合には、完全に一旦撤去して、リフォームが終わった後にもう一度引き通すということになって、工事費が2度かかるのが原則と理解しております。

アパートに入居してないところに、事業者の設備である光ファイバーが通ったままというのも、変な状況といえば変な状況なので、もちろんすぐには実現しないことかと思いますが、きちんと宅内設備は加入者さんの持ち物で、事業者設備は屋外のみというような方向に長期的には持っていくべきではないかと思います。これはほかの研究会の場でも申し上げているところですが、それだけコメントさせていただきたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。大変有益な御意見で、私もそこは把握していなかったもので、大変参考になりました。

構成員の皆さんから大事な点が様々指摘されましたので、今後、時間をかけてこの問題は検討していきたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング

【辻座長】 では、次の議題であります「着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するヒアリング」に移りたいと思います。本件につきましては、第64回会合において、

複数の事業者から、その他本研究会で取り上げるべき検討事項として提示があったものがあります。今回は、前回会合で事務局からお示しいただいた検討項目に基づき、関係する事業者としてNTT西日本・東日本、MNO3社から御説明いただき、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずNTT東日本・西日本より御説明をお願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 では、NTT西日本の藤本から説明をさせていただきます。資料67-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、右下の2ページを御覧ください。音声サービス市場を取り巻く環境についての御説明でございます。スマートフォンの普及に伴いまして、無料のアプリやSNSが新たなコミュニケーションの主流となった現在では、音声サービスは多様なコミュニケーション手段の一つにすぎなくなり、通信手段としての効用は相対的に低下してきているといった状況になっております。また、音声通話が電話からアプリへシフトしていくという動きは、コロナ禍を契機としたリモートワークなどの拡大により、さらに加速をしているといった状況でございます。こうした中で、当社の固定電話や光IP電話につきましても、現在では、様々なサービス、ツールの中から選ばれる通信手段の選択肢の一つにすぎなくなっているような状況でございます。

次に、3ページを御覧ください。こちらは参考資料となりますが、会話を伝える手段として、固定電話が使われなくなっている一方で、LINEによるメッセージのやり取りが日常の通信手段として最も支持されてきているといった状況を御紹介したものでございます。

次に、4ページを御覧ください。固定電話における課題についての御説明となります。固定電話の市場は、かつての競争フェーズから、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく維持・縮退フェーズに移行しております。そうした中におきまして、当社はこれまで様々なコスト削減に取り組んでまいりました。ただ、今後につきましては、当社のみではなかなかこれ以上のさらなる効率化を進めていくことが困難な状況となっているところも実情でございます。今後も、回線数やトラフィックの減少は続いていくことが見込まれるところですが、サービスを引き続き維持していくためには、規制への対応のコストも含め、これまで以上のコストの効率化を図っていくことが課題であると認識しているところでございます。

5ページを御覧ください。こうした課題感を背景としまして、固定電話を維持していく

ための取組として、I P 網への移行を進めているところでございます。I P 網への移行後は、右側の図にありますように、事業者間の接続形態は発着 2 社間でのシンプルな直接接続の形となりますので、これにより N T T 東西を含む事業者同士がお互いに着信網の接続料を負担した上で、発信呼の料金設定を行うという対称・対等な関係になることをお示したものでございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。音声接続料に関する課題でございますが、音声接続料につきましては、着信網の独占性、いわゆる着信ボトルネックでございますが、これに起因する問題を 3 点ほどお示ししてございます。まず、過度な利潤の上乗せによる着信接続料の高止まりに対する抑止力が働かない構造にあるということ。2 つ目に、こうした事業者がいた場合には、事業者間の協議においては算定の妥当性を確認していくことがなかなか困難だということ。3 点目は、そうした状況の中で、着信接続料を負担する事業者において、通話料の低廉化や柔軟な料金設定を行うことが困難になってしまうということ。当社としましては、このような課題があるものと認識しているところでございます。

こうした課題への対処としまして、次の 8 ページを御覧ください。特に、着信接続料の高止まりを解消するためには、全ての事業者様に対して実際費用方式による接続料算定を義務づけるといった方策も考えられるところですが、接続会計の整理等の対応も大変ではございますし、協議で妥当性を確認していくにしましても、稼働コストや、何より相当な期間を要することが想定されますので、あまり現実的ではないものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、音声サービスの提供においては、維持のための効率化が課題であることを踏まえ、事業者同士が対称・対等な接続の関係となる I P 網への移行後において、規制への対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、全ての事業者が一律公平にビル&キープ方式を用いることにより、着信接続料の高止まりの課題に対応していくことが最適ではないかと考えているところでございます。

最後に、10 ページを御覧ください。前回の研究会の事務局資料で提示がありました各論点につきまして、当社の考えを改めてまとめてございます。

まず、1 つ目の論点、指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについてですが、当社としましては、着信接続料の高止まりの抑止や、規制コストを最小化していくという観点からすれば、全ての事業者様でビル&キープ方式を採用することが最適だと考えております。また、こうした議論に時間を要するというのであれば、少なくとも指定設備設置事業者を含む 2 社間において合意

が図られれば、当該方式を用いることは認められるべきと考えます。2社間の合意による当該方式の導入が進みまして、接続料による精算規模の縮小が進んだ際には、事業者全体の規制対応・運用コストを最小化していく観点から、既存の規制の見直し、あるいは簡素化を含めて改めて検討することが望ましいと考えます。また、指定設備設置事業者に対しては、求められれば、他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に応じることを義務づけるということで、公正競争上の問題は生じないのではないかと考えています。

次に、中段の2つ目の論点、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について、当社の考えでございますが、ビル&キープ方式を用いる場合、事業者は設備構成や現行の接続料の水準にかかわらず、自社のサービスの料金の設定範囲が自網コストのみとなるわけです。その場合、事業者が自らの判断でコストやユーザ料金をコントロール可能となる点では公平です。自社の設備を効率化しようとするインセンティブも全ての事業者に等しく働くことに加えまして、全事業者において接続料算定や精算に要する運用コストの削減が図られることを踏まえれば、事業者間の設備構成や現在の接続料の水準差というものは、ビル&キープ方式の採用を妨げる理由にはならないと考えているところでございます。

また、ビル&キープ方式の採用による経営への影響を緩和していく観点からは、まず一定の規模以上の事業者間から段階的にこの方式を導入していく対応も取り得るものと考えております。

その下でございますが、トラヒック・ポンピングの事例を含めまして、過剰な利益の上乗せ等による接続料の高止まりが続き、事業者間の協議が整わない場合については、事業者間の公平性という観点や、利用者利便確保の観点から、当該事業者の合意有無にかかわらずビル&キープ方式の適用を求めることができる仕組みについても設けるべきではないかと考えております。

最後に、3つ目の論点、その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性についてですが、当社としましては、全ての事業者がビル&キープ方式を用いることを目指すのであれば、現行の非対称規制については撤廃をいただきまして、事業者によらず一律のルール導入に向けた検討を進めていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。続きまして、株式会社NTTドコモさんからお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。お手元の資料67-3に基づきまして、当社の意見を説明させていただきます。

では、右上にスライド番号を振っております2ページを御覧ください。事務局からお示しいただいた論点の1つ目といたしまして、指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択する場合の論点でございます。まず、そのような場合に、公正競争上の懸念事項があるかという点につきましては、当該事業者が仮にどこかの事業者と個別にビル&キープ方式を合意に基づき選択している場合、他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないというようなことがなければ、公正競争上の懸念はないと考えております。もう少し分かりやすく申し上げますと、理由なく特定の事業者を排除するというようなことがなければ、そういった懸念はないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、3ページでございます。現状、第一種・第二種指定電気通信設備制度におきましては、接続約款によらない協定を締結できないという仕組みになってございますので、ビル&キープ方式も選択ができないということになってございます。こちらにつきましては、少なくとも双方の合意があった場合において、ビル&キープ方式を選択できるように制度を整えるのがよいのではないかと考えております。

続きまして、トラヒック・ポンピングへの関与が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当かという論点について御説明いたします。

スライド5ページでございます。こちらは、昨年11月に当社が接続料研究会で御説明した資料を再度掲載させていただいております。こちらのページでは、トラヒック・ポンピングという行為の概要と、その問題点というところについて解説をしているものとなっております。

6ページでございます。それらの行為に対しまして、当社といたしましても、機械発信の閾値を設定いたしまして、不正を検知した段階でかけ放題の契約を解除し、従量課金にするというような措置を行っておりますが、その閾値を察知して、設定変更するといったような対応が繰り返されているという状況でありまして、利用者に対する措置だけでは本件の根本解決は難しい状況と御説明をいたしました。その状況は現在も変わっていないものと考えているところでございます。

7ページでございます。これらの事業者というのは、多くが非指定事業者でございますので、接続料の算定に関する定めがないというところでございます。その場合、事業者間の協議に基づき接続料の水準を定めていくこととなりますが、お互いの協議が整わない場

合には、裁定といった方法もあるかと存じます。その際に、総務省において裁定方針というものが定められております。そこにおいては、接続料は適正原価・適正利潤の考えに基づき算定するとされているところでございます。この際、適正原価・適正利潤というものは、当然ながらその根拠となる会計データが整理されていることが前提になるかと思っております。指定設備を設置する事業者においては、接続会計を整理しておりますので、それに基づき計算が可能となっているところではございますが、これらの事業者においてはそういったものがないという前提になります。

一方で、右側のほうに書いておりますが、仮に株式会社であったとしたら、会社法や法人税法といった他の法令において、貸借対照表や損益計算書等の計算書類を作成するようなことが求められておりますので、それらを用いて接続に関する会計を整理した上で、接続料の算定根拠となるデータを提供することは可能ではないかと考えているところでございます。

続きまして、8ページでございます。裁定方針の中で、仮に有効と認められるデータの提供が行われなかった場合には、近似的に他のベンチマークのものを採用するというようなことも書かれているところでございますが、この際に例示されているのが長期増分費用方式ということで、LRICが挙げられております。今回のケースにおきましては、左側がトラヒック・ポンピングが疑われる事業者のトラヒックの傾向でございまして、この行為が非常に横行している現状においては、トラヒックが右肩上がりで上昇している傾向にございます。

一方で、LRICを用いて接続料を算定するPSTNのトラヒックにおきましては、トラヒックが右肩下がりで減少している傾向にありまして、異なるトレンドのものをベンチマークとして適用することはなじまないのではないかと考えているところでございます。その上で、根本的な解決手段といたしましては、そもそも裁定方針の中にビル&キープ方式を用いるということも方針として定めるのがよいのではないかと考えているところでございます。

続きまして、その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について御説明いたします。

スライドの10ページでございます。左下に書かれておりますとおり、現在、各固定系の事業者を中心にIP網への移行を進めていただいております。2025年をめどに全事業者がIP網に移行すると、それにより全事業者が対等・対称な2社間の直接接続になるとい

う大きな環境の変化がありまして、これはビル&キープ方式導入の契機になると考えております。この機会を捉えまして、全事業者一律にビル&キープ方式を導入いたしまして、ビジネスモデルを転換し、利用者利便の向上を図っていくべきではないかと考えております。

利用者利便の向上という観点では、右側にございます資料、こちらはかつて情報通信審議会に付議された資料になりますが、接続料という他社に支払われるコストがなくなって、ネットワーク費用が自網分だけという形になりますので、コストコントロールが相対的に容易になるという観点においては、例えば定額制料金などの柔軟な設計が可能になるのではないかと考えております。当社といたしましては、制度的にビル&キープ方式が導入された際には、低廉で使いやすい料金の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

11ページでございます。利用者利便のほかに、ビル&キープ方式の導入により、事業者間の公平性の確保といった問題も解消するのではないかと考えております。左側でございますが、こちらは当社と接続をしている固定系事業者の接続料の水準を示したものとなっております。同じIP電話でありながら、NTT東西と固定事業者との間では水準の違いがあるということがこちらで御覧いただけるかと思っております。加えて、右側でございますが、モバイルの指定設備設置事業者3社の接続料の水準を示したものとなっております。縮小傾向にはございますが、引き続き事業者間の水準差が生じているのではないかと考えているところでございます。

また、スライド12に移りますが、新時代に対応した音声接続料制度というところでございます。先ほどIP網への切替えというのが大きな環境の変化だと申し上げましたが、その際、接続料という制度を引き続き維持するのが良いのか、それともビル&キープ方式に大きく移ったほうが良いのかという観点においては、こういう時代の変化というのも捉えるべきではないかと考えております。こちらに3つ書かせていただいておりますが、音声サービス市場全体としてはやはり縮小傾向にあると思っております。特にアプリ等による代替のコミュニケーションが非常に進展をしてきているという状況でございます。また、適正原価・適正利潤というものに基づく音声接続料の算定というのは、相当な稼働やコストもかかるというところもございます。加えまして、新時代という意味では、これが一番大きな影響になるかもしれませんが、そういった業務に従事する十分な知識・技能を有する人材を確保するということが当社においてもなかなか難しくなっているという状況

がございます。これらを踏まえると、環境変化に対応しつつ、働き方改革を進めるという上では、我々事業者のみならず、総務省、すなわち官民の規制コストの最小化という観点で、ビル&キープ方式が最も簡便で最適な方式ではないかと考えております。

13ページは、少し重複しますが、まとめとしておさらいでございます。

1つ目でございます。指定設備設置事業者を含む全ての事業者が双方の合意に基づきビル&キープ方式を選択できるような制度とすべきと考えております。

2つ目でございます。トラヒック・ポンピングというものは現に発生をしております、早急に解決すべき課題であると認識しております。その際、接続に係る協議の根本的な解決手段として、ビル&キープ方式を用いるということを速やかに裁定方針に定めるべきであると考えております。

また、2社間で直接接続となっているモバイルの事業者間等におきましては、何か特段の支障がないのであれば、ビル&キープ方式を合意に基づいて導入していくことが望ましいと考えております。この際、特段の支障というところで、接続料の収支差を支障として捉えるかどうかというところではありますが、法益的な政策を検討する際に、この点は特段考慮すべきではないと思うところもございます。

将来的には、2025年のIP網への移行と併せて、特段の支障がなければ、全事業者一律にビル&キープ方式を導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図っていくべきと考えております。ここで申し上げている特段の支障というのは、例えば新規で参入された事業者が、ある程度数年後の需要を見据えて設備投資した状況で、当初の単価が高いといったような状況等が想定されるかと思っております。

当社といたしましては、全事業者一律のビル&キープ方式の導入によりまして、低廉で使いやすい料金の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

当社からの発表は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。引き続きまして、KDDIさんから御説明をお願いしたいと思います。

【KDDI】 KDDIでございます。それでは、資料67-4に基づきまして、音声接続料の在り方、主にビル&キープ方式の在り方について当社の考えを御説明させていただきます。

右肩2スライド目でございます。ビル&キープ方式導入への当社の基本的な考え方をまとめさせていただきます。当社といたしましては、全事業者へビル&キープ方式を導入す

ることが、環境変化に応じた新たな制度の有力な案ではないかと考えているところでございます。これまでも、公正競争上の課題を踏まえて様々なルールメイクがなされてきておりますが、右下の箱に書いてありますとおり、今後例えば接続形態の変化、また、新たな課題、音声市場の変化、こういったものを踏まえますと、既存の制度を見直して、新たな制度としてビル&キープ方式を導入するという点について検討してもよい時期に来ているのではないかと我々は考えているところでございます。

続きまして、右肩3スライド目でございます。先ほど申し上げた環境変化1、2、3がございますけれども、この解説をさせていただきます。

まず、環境変化の1つ目として、接続形態の変化は、これまでも皆様から御説明がありましたとおり、PSTNマイグレーションにより、現在、左下に書いてありますとおり、中継事業者が間に挟まる形がございます。非常に複雑な精算が行われている場合もございますが、2025年1月に予定されておりますPSTNマイグレーションが完了いたしますと、2社間でのシンプルな接続形態、また、シンプルな精算が可能な状態になるところでございます。これは、既存の制度を見直すに値する非常に大きな変化ではないかと考えているところでございます。

続きまして、右肩4スライド目でございます。環境変化の2つ目で新たな課題、これはトラフィック・ポンピングというところです。詳細はNTTドコモ様からも御説明がありましたので割愛いたしますが、対策については喫緊の課題ということで、事業者間の協議であるとかMNO側での各種の対策といったものを実施してもなかなか効果が得にくいところです。根本問題としまして、我々通信事業者は通信の秘密がございますので、これを遵守するところでは、接続事業者がトラフィック・ポンピングに関与しているという証拠をその通信の中身を見ずに証明することがなかなか難しいという状況がございます。こういった状況を踏まえますと、全事業者に対してルールとしてビル&キープ方式を導入していただくことは極めて有効な解決策になっていくと考えておりますし、トラフィック・ポンピングの対象呼であるモバイルー固定間につきましては、PSTNマイグレーションを待たずにビル&キープ方式の前倒し導入についても検討してもよいのではないかと考えているところでございます。

続きまして、右肩5スライド目でございます。環境変化の3つ目ということで、音声市場の変化ということでございます。こちらは総務省の情報通信白書から持ってまいりましたが、10年間で25%ほどトラフィックが減少しておりますし、今後も縮小傾向だろうと考え

ております。こういった状況を踏まえますと、業界全体で先ほど他の事業者様からもありました事業者間の協議の円滑化・効率化や、また、精算の実務の簡素化・効率化のようなものを考えなければならない時期に来ているのではないかと考えているということです。こういった状況変化を踏まえまして、冒頭申し上げましたとおり、既存制度を見直して、ビル&キープ方式について検討してはどうかということで御提案しているところでございます。

続きまして、6スライド目でございます。ビル&キープ方式の対象呼でございますが、当社としましては、ビル&キープ方式は双務的な関係にある接続形態において、相互に発生する接続料をお互いに請求しないということが原則かと認識しておりまして、下に図を描いておりますが、加入者回線を持っている事業者間で発信、着信が相互にあるときに、今は接続料を請求し合っています。こういう場合には、接続料を請求し合わないビル&キープ方式を導入してもよいのではないかと考えております。

一方で、7スライド目でございますけれども、例えば着信課金、国際電話のような通話は片務的な呼ですが、こういったものについては対象外にすべきではないかということで、下の図の例1で例えば着信課金のことが書いてありますが、これは、左側の発信者が0120をダイヤルしますと、サービス提供事業者を経由して着信事業者B、例えばコールセンター等に着信する通話があったときに、サービス提供事業者、0120提供事業者がエンドエンド料金収入を全て得ている状況になっておりまして、足回りになっている発信事業者、着信事業者については接続料を請求する以外に自社のコストを回収するすべが現状はないという構造になっております。こういった片務的な呼種につきましては、ビル&キープ方式の対象外にするべきではないかということで我々は考えているところでございます。

続きまして、8スライド目でございます。ビル&キープ方式と既存接続制度の関係についてということで、当社としては、ビル&キープ方式導入後も、以下のような理由、3つ書いてありますが、こういった理由によって接続料制度は必要ではないかということです。1つは、先ほど御説明しました片務的な呼についての精算を継続するというところです。また、ユニバーサルサービス制度において補填額の算定に接続料の算定が利用されているという認識ですので、これも継続されるというところ。また、接続料と利用者料金との関係の検証、いわゆるスタックテスト等も継続されるだろうというところを考えますと、接続料制度の意義は今後も変わらないということで、制度としての維持は必要だろうと思っております。ただ、先ほど来申し上げておりますが、音声市場全体は縮小傾向にございま

すし、こういった対象の通話も限定されていくということを考えますと、簡素化は議論してもいいのではないかとということで書かせていただいているところでございます。

続きまして、9スライド目でございます。ビル&キープ方式とユーザ料金の関係というところでございます。当社としては、ユーザ料金は競争環境を踏まえて決定されていくことが原則だと考えておりますので、これはビル&キープ方式が導入されても変わらないだろうと考えております。左下に最近の議論ということで、これはモバイルの事例ですが、2年前、令和3年の報告書を抜粋してまいりましたが、ユーザ料金の低廉化がなされるのかどうかというところで、各事業者から、他社に支払う接続料のみではなく、市場の競争環境も踏まえて総合的にユーザ料金を判断しているという御説明をさせていただきました。それを踏まえ、考え方として、着信接続料を低廉化すれば、携帯のユーザ料金の低廉化は確実に期待できると説明することは困難であるということがまとめられているという状況もでございます。これは一例ですが、こういった状況については現状も変わりませんし、今後も変わらないだろうということで考えているところでございます。

続きまして、その他、音声接続料に関して見直すべき措置ということで、11スライド目でございます。1つが、第二種指定電気通信設備を設置するモバイル事業者間の音声接続料の水準差についてでございます。前提としまして、第二種指定電気通信設備の接続料につきましては、第二種指定電気通信設備接続料規則に従って算定しているというところがありますし、契約数の多寡等によってネットワークの効率性は異なりますので、差が生じるということ自体は自然ではないかと考えておまして、課題として今取り上げることにについては少し疑問を感じているところです。

また、その他の制度、着信接続料に関する制度を新たに設ける、またはPure LRICのようなものはどうかというようなお話もございましたが、そういったものを導入することになりますと、検討にかなり膨大な時間を要するところもあるかと思いますので、縮退傾向にある音声サービスについては、過剰な規制コストになる可能性もあるのではないかと考えております。

当社としましては、2025年に向けて新たな制度を検討するのであれば、ビル&キープ方式が望ましいだろうと考えておりますので、ここ1、2年のためだけに、上記のようなものを課題と捉えて、算定方法の見直しや別の制度の検討を行う必要はないのではないかと考えているところであります。

説明としては以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、ソフトバンクさんから御説明をお願いしたいと思います。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの伊藤です。それでは、資料67-5に基づき説明させていただきます。

1 ページ目、まず、接続料に関する当社の基本的な考えを述べさせていただきたいと思えます。まず1点目ですが、通信インフラは国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、これはデータサービスに限らず、音声通話サービスも然りと考えておりますが、安定的なネットワークを提供・維持するためには、事業運営上におきましてもネットワーク維持コストを適切に回収するということは非常に重要な観点であるという考えです。上記観点は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする現行の接続料算定の原則にも沿っているものと理解しております。

2 ページ目になります。ビル&キープ方式に関する当社スタンスを述べさせていただきます。ビル&キープ方式は、4 ページで書かせていただきましたが、令和3年の9月に、情報通信審議会でもとめた最終答申が出ているのですが、そちらで整理されたとおり、原則は2社間で合意できた場合に採用されるべきということで、その考え方は当社も同意をしているところです。全事業者一律採用や、一方が要望すれば必ず採用するといったルール化に関しては、適切なコスト回収の原則から逸脱しているのではないかという考えです。

今回議論されておりますように、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択肢として採用できるようにするといった整理がされた場合は、協議上の立場の優位性を活用するなどしてビル&キープ方式の採択が強制されることがないように、ここはぜひとも配慮すべきことであると思っております。

3 ページになります。海外のビル&キープ方式の採用事例ということですが、海外の主要国、欧州、米国、韓国もそうですが、ビル&キープ方式を現行で採用されているのは、ユーザから着信料金を回収しているアメリカのみが採用されているという認識です。ヨーロッパが中心だと思いますが、日本同様発信者課金を前提にしている諸外国に関しましては、ビル&キープ方式を採用している事例はないという認識を持ってまして、下に図を示しておりますが、基本的に発信者課金という料金の回収の方式を取っている場合は、③の呼のように他社発自社着の呼に関しては、接続料での回収が前提となっており、今はユーザからは回収しないということに原則上なっておりますので、ビル&キープ方式を採用すると当該コストの回収が原則できなくなるという認識を持っています。

4 ページ目は、情報通信審議会でもとめられた答申の抜粋を記したものです。

5 ページ目になります。第64回会合でNTT東西さん及びNTTドコモさんから提示された現行の音声に関する具体的課題についてということで、2点示されたかと思っております。1点目の課題が一部事業者による不適切な接続料設定ということ、2点目がトラヒック・ポンピングによる接続料の詐取という2点が具体的にお示しされたかと思っております。ただ、こういった一部の課題解消のために、一律ビル&キープ方式を導入するというのは、方法としてはあまりにも短絡的であるという認識を持ってしまして、健全に事業を営む事業者の適切なコスト回収を阻害すべきではないという考えです。ここで示された2つの具体的な課題ごとに要因を詳細に分析した上で、それぞれの抑止方法を深掘り検討すべきと考えております。

6 ページ目が接続料設定に関する事柄ですが、指定設備設置事業者と非指定事業者で課題や事柄を分ける必要があると考えておりまして、指定設備設置事業者はルールにのっとり算定をしておりますのと、総務省への認可申請、届出といった形でチェック機能が働いていますので、適正性確保の仕組みはあると考えております。非指定事業者におきましては、接続料設定に関するルールはないのですが、2社間協議による合意を基本として運用しているという状況かと思えます。

具体的に非指定事業者がどのように接続料を設定しているかということですが、多くの事業者が独自算定ではなく、市場価格とここでは記載させていただきましたが、NTT東西さんが適用しているLRICもしくはひかり電話、この2つの単金のどちらか、もしくは加重平均を取るケースもあるかと思えますが、を採用しているということで、どちらかを採用している市場価格と実ネットワークとの類似性がどうなのかというところを当社に関しては協議のポイントとさせていただいています。ただ、こちらの接続料算定の在り方とか考え方につきましては、今30社、数十社いらっしゃると思えますが、非指定事業者の意見を幅広く聴取する必要があるかなと考えております。

7 ページ目がトラヒック・ポンピングの現状と対策についてです。トラヒック・ポンピングに関しましては、当社も一部事業者において発生の疑義があると認識しております。ただ、一応対策は当社として打っておりまして、8 ページにも示しましたが、ユーザ約款で、対象ユーザ、定額のサービスに入っていないらっしゃるユーザで、明らかに不自然なほどトラヒックを大量に発信しているユーザにおきましては、定額のサービスから従量課金への変更を行わせていただいたり、毎月当然精算していますが、トラヒックが急激に上がった

ていったような着信事業者へ適宜状況確認をさせていただいたりする等、抑止に向けた個別対策、対処を実施させていただいております。

ただ、これに加えて、これで撲滅できるかという点、確かにここで100%防げるというわけでもないのですが、追加でお願いしたいのが、業界として総務省にも積極的に関与をしていただく必要があるとは考えておりました、具体的には下に四角で囲っておりますが、例えば接続料を原資にキックバックビジネスを営んでいると明確におっしゃっている事業者もいらっしゃいますが、こういったことはそもそも接続料の算定の基本的な考え方からも逸脱しているようなことですので、業務改善命令なのか分かりませんが、総務省がそういった事業者に対して見解を明示・公表し、事業者間でトラヒックの確認等をさせていただいておりますが、事業者からの申告に基づいて、疑義事業者に対してトラヒック急増理由等を総務省からも報告要請を出す等のサポートをしていただけると、この辺りの抑止にも非常に効いてくるのではないかと考えております。

9ページになります。MNO間の音声接続の水準差についてNTTドコモさんからもコメントがありましたので、簡単ですが分析をさせていただいております。先ほど申しましたように、指定設備設置事業者の間では算定に係る規則及びガイドラインが定められておりますので、算定方式そのものについては事業者間の違いはないという認識です。

どんなところで接続料の差が出るかという点、まさにコストと通信料のところでは差が出ると思っておりますが、これは本当にざっくりとした試算ベースですが、NTTドコモさんと当社で公表されているデータを基に、コストと通信量にどれくらい差が出るかというところを本当にざっくりベースで試算したものが右の表になります。コストは、両社では接続会計を公表しておりますので、接続会計に示されている音声に係る費用から営業費を除いたざっくり計算で推計した数字を載せています。

通信量に関しましては、令和4年3月末の各社の携帯電話シェアから推計したユーザ規模で、1ユーザ当たり利用するビヘービア、トラヒックはほぼ変わらないという想定で、これがほぼ通信量に比例するのではないかという試算をして、比率を計算すると1.3倍程度となります。昨年度適用の音声接続料のNTTドコモさんと当社の差が1.2倍ということですので、非常にざっくりとした試算ではありますが、この数字を見る限り、1.2倍という実際の差分についてはさほど違和感はないのかなというのが当社の認識です。

10ページになります。携帯事業におけるネットワーク構造上の特性を2点ほど述べさせていただきます。携帯事業のサービスの特性上、サービス開始時点から全国で

きめ細かなエリア展開をしなければならないということですので、事業者のシェアや事業規模にかかわらず、初期において大規模な固定費、大規模な設備投資及び費用が発生するということです。したがって、規模の経済が働きやすい構造になるという認識を持っています。

それから、11ページ目の携帯事業におけるネットワーク構造上の特性の2点目ですが、携帯事業のコスト構造として、基地局の設備がコストの大部分を占めるという特性がありまして、基地局設備のコストは事業者間で作り方が各社異なりますので、具体的に言うと、保有周波数や割当て時期、ネットワークポリシーといったところでも、基地局に係るコストは各社各様になると思っていますので、そういったところでコスト差分が生じ得ると考えております。

最後、12ページ、音声接続料における需要の算定方法ということで、これもNTTドコモさんから御指摘があったかと思いますが、需要の算定のやり方が各社まちまちなのではないかという御主張だったかと認識しておりまして、ただ、こちらも、下に添付させていただいたように、ガイドライン上それぞれの呼に対してどういったコストを算定すべきかというところが明確に規定されておりますので、このルールに沿って各社算定しているということで、算定方法に関しては差分は全くないという認識を持っています。

13ページ以降は一問一答の形で添付させていただいていますが、今までコメントさせていただいた内容とほぼ重複していますので、後ほど御覧いただければと思います。

当社からの御説明は以上になります。

【辻座長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの各社からの御説明につきまして、御質問、御意見のある構成員の方は、チャット若しくは発言でお願いいたします。それでは、高橋構成員お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。御説明ありがとうございました。感想と、1つ事務局にお伺いしたいことがあります。

まず感想ですが、各社ビル&キープ方式に関して様々、背景等を御説明されていましたが、私個人的にはKDDIさんの説明が一番腹に落ちるなという印象を持ちました。

それが1点目で、他に頼もしいなと思ったところは、NTTドコモさんが資料13ページの最後のポツのところで、これが実現した暁には低廉で使いやすい料金の実現を目指す考えというのをはっきり宣言されたというのは、意義が大きいかと思います。

その上で、事務局のほうに質問ですが、ビル&キープ方式を行う場合、ルールの面での

法律や省令、その他もろもろでどういうプロセスが必要になるのか、時間的なプロセスや事務的なプロセスを教えてくださいと思います。

【辻座長】 では、事務局お願いいたします。

【片桐料金サービス課長】 総務省料金サービス課長の片桐でございます。

今後、ビル&キープ方式を導入するときのプロセスでございますが、少なくとも現行制度上、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東日本・西日本さんにおかれましては、接続料はコストベースで算定することになってございますので、何らかの制度を変える必要がございます。その変え方でございますが、法律の改正ということも考えられますし、あるいは省令の改正ということも考えられるかと思っております。どのような形とするかについては、現時点ではまだ検討が及んでおりませんが、いずれにせよ制度を見直す必要がございます。

また、第二種指定電気通信設備を設置する事業者におかれましても、届出制度がございまして、接続料が届出の要件を満たさない場合には、総務省のほうから接続約款の変更命令を行うことができますが、その場合、何もルールもない中で、総務省が恣意的に変更命令をしたりしなかったりということはなかなか難しいかと思っておりますので、こちらも何らかの制度的な手当てないしは総務省の考え方を示すといったことが必要かと思っております。

いずれにしても、このような制度的な変更を伴うということでございましたら、情報通信審議会のほうで御議論をいただきまして、その御議論を踏まえた形で、省令の改正を伴う場合には、最終的には情報通信行政・郵政行政審議会の議論を踏まえて制度を整備するという形になろうかと思っております。

私からは以上でございます。

【高橋構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

続きまして、佐藤構成員お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。まず、確認事項として、ビル&キープ方式は確かに1つの政策オプションだとは思っています。ただ、今総務省のほうでも言われたように、コストベースの料金と全く違う考え方を今回採用するかどうかの議論になっているので、きちんと議論して、必要であれば省令や法律を変えていくという作業になるかと思っております。

また、競争政策としての接続料の在り方、そしてトラヒック・ポンピングの問題にどう対応するか、それぞれ分けて議論したら良いと思っております。

NTT東日本・西日本の資料について、前回議論したときもそうですが、7ページに着信ボトルネックは独占性がある、ということが書いてあります。ヨーロッパ各国はこういうふうに認識しておりますので、着信に関してはきちんとコストベースにしないと問題が起こるという認識で、私としてもそのとおりだと思います。

次の8ページに行くと、2つメリットがあるということで、1つは規制コスト・運用コストで高止まりを抑止するという点です。次は、接続料高止まりの問題。接続料が高止まりしていた非指定事業者との間で、合意が成り立たない状況が続いていたと思いますが、現在は、合意に基づいてほとんど解消しているのか、あるいはほとんどミラー等になっているのかなど、どのような状況なのか確認させていただきたいです。また、運用コスト、規制コストが減ることに関して、どのようなことを我々は期待できるのか、作業時間や人員が相当減りそうということなのか、感覚的で結構ですが教えてください。

NTTドコモさんの資料2ページについて、合理的な理由がなければ選択しなければならないような形で提案されていますが、合理的な理由が何かありそうですか。それとも、合理的理由はほとんどなく、全事業者にビル&キープ方式をかぶせることになると思っておられるのでしょうか。

また、モバイルにおいて二種指定事業者が数社いる一方、非指定事業者も非常に多いところですが、今まで接続料算定に関する規制がかかっていない非指定事業者に規制をかけるだけの論拠があるかについて、少し議論しなくてはいけないかなと思っていますが、NTTドコモさんはどうお考えですか。特にトラヒック・ポンピングで言うと、小さな非指定事業者、あとは、健全な経営をされている非指定事業者がたくさんおられるので、本当に非指定事業者も含めて全事業者に規制をかけられるのか。かけられないとしたら、事業者として、あるいは総務省のほうにお願いして、具体的にトラヒック・ポンピングの状況を改善する新しいルールについて議論の必要があるようにも思うのですが、その点についてはどう考えていますか。

最後に、KDDIのプレゼンを聞いていて、いろいろなメリットがあるかもしれないので採用は結構だが、メリットをユーザに還元できないと冷たく言われていたように思うので、NTTドコモは、きちんとユーザに還元します、と期待できるような文言があったにもかかわらず、KDDIにそのような意思がなかったのはなぜですかということをお聞きします。ビル&キープ方式が実現され接続料収支で非常に大きな利益が出るのはNTT東西とNTTドコモだとして、KDDIはそういうことがないためユーザに還元できないと

言われているのか、還元できない理由をKDDIに伺いたいと思います。

【辻座長】 最初はNTT東日本・西日本からできるだけ御回答のほうをお願いしたい
と思います。

【NTT東日本・西日本】 佐藤先生、御質問ありがとうございます。NTT西日本の
藤本です。

先ほどの私どもの資料の中で、7ページ中段の2ポツ目に少しだけ書かせていただい
てございましたが、当社としましても、かつて高額な着信接続料を設定される事業者様との
間において、10年以上のかなり長きにわたって協議に時間を費やしたという経験がござい
ます。その協議の中で、現在においては一定の合意に至った事例が幾つかございますが、
個別の協議の中身でございますので、その内容については、今日のところは差し控えさせ
ていただきたいと思います。

設備の構成が明らかになってないところでは、どういった着信接続料がふさわしいのか
というところがなかなか合意に至らないポイントかと思ってございますが、先ほど申し上
げたように、IP網へ移行するというタイミングにおいては、これで皆様対等になるとい
うところで、今回こういった機会を踏まえて、ビル&キープ方式を導入するというところ
に賛同させていただく次第でございます。

私からは以上です。

【佐藤構成員】 運用コストが下がることを期待している、というところの質問として、
NTT東日本・西日本さんはどういうコストが下がるのか、作業時間が減るのか等を含め
て、どのようなことを考えておられるか回答をお願いします。

【NTT東日本・西日本】 失礼いたしました。規制に対応するコストも、例えば今、
音声の接続料として採用されております長期増分費用方式に伴う算定の対応や、料金の算
定をした後にも、精算をするためのシステムの改修など、様々なそういった稼働、お金の
部分も含めてかかってまいります。ビル&キープ方式が全面的に採用されれば、こういっ
たものがコストカットできるというところで申し上げた次第でございます。

【辻座長】 続きましてNTTドコモさん、佐藤構成員の御質問に御回答願えますでし
ょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。まず、御質問の1つ目として、2ペー
ジのところ、合理的な理由というところについて御指摘をいただいたと考えております。
こちらは、全事業者一律でビル&キープ方式を適用した場合というものではなくて、総務

省が提示した論点であります、指定設備設置事業者が合意に基づきビル&キープ方式を導入した場合の話でございますが、そういった場合においては、他の事業者を排除する合理的な理由というのはあまり思いつかないところでありますので、基本的には等しく受けるという前提であれば、公正競争上の懸念は生じないものと思っております。

その上で、2つ目の質問でございますが、制度として全事業者一律にビル&キープ方式を導入する際に、現状多数の非指定事業者に対して規制をかけるだけの理屈があるのかという御指摘があったかと存じます。まず、現に接続をめぐる生じている課題という点におきましては、前回の会合で我々が御説明したとおり、トラヒック・ポンピングという課題が現に生じているところでございますし、あと、過去の情報通信審議会においては着信ボトルネックといったところも指摘をされてきたというところでございます。これらの2つの課題に対して、接続料の制度を維持しながらその対処をするという観点におきましては、当時議論されたPure LRICといった手段も考え得るところはあるかと存じます。

一方で、先ほど御説明したとおり、IP網に全事業者が移行するという環境変化、接続料の業務に従事する人材の確保が難しいこと、音声サービスの需要が縮小傾向である等、新時代に対応した接続制度という観点においては、次善の策にはなるかもしれませんが、ビル&キープ方式というのを考えるのもよいのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、KDDIさん御回答をお願いしたいと思います。

【KDDI】 KDDIの関田でございます。佐藤先生、御質問ありがとうございます。

還元をしないと冷たく言ったように受け止められてしまったかもしれません。還元をしないということを申し上げているわけではなく、原則としてユーザ料金というのはいろいろなものを勘案して決まっているということを申し上げておきまして、ビル&キープ方式を導入することイコール値下げというようなものではないのではないかとということで書かせていただいているところでございます。当然ながら先ほど御指摘もあった収支の関係であるなど、我々のネットワークコストや営業コスト、こういったものを踏まえまして、今後、料金については考えていくということになるろうかと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

【佐藤構成員】 佐藤です。いろいろメリットがあれば、あるいは運用コストなどが下がれば、そして競争が促進されれば、修正改善のメリットがかなりの割合で競争を通じて消費者に還元されるものと考えていますので、それが還元できることを期待します。還元できないとなれば、競争が十分機能してないのではないかと思うところです。

NTTドコモさんについて、2ページでB社を見ていると、C社とビル&キープ方式をした場合、特に理由がなければA社ともやりなさい、あるいは、A社以外に90社、100社あったら全部とやりなさい、1社とやったらほかとも全部基本的にやりなさい、という提案になるのでしょうか。

【NTTドコモ】 2ページは、指定設備設置事業者が合意に基づきビル&キープ方式を導入したケースとして掲げていますが、その場合は、ほかの事業者も理由なく排除することは好ましくないのではないかと考えております。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、西村暢史構成員お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。私のほうからは、KDDI様に1点質問をさせていただければと思います。

まず、KDDI様の資料の2枚目、3枚目で、非常に積極的な形でビル&キープ方式の全事業者への導入というような表現があり、また、御説明の中にルールとしてという言葉があったかと記憶しております。また、総務省のほうからも、制度による担保、あるいは制度の構築というような趣旨の御説明もあったかと思えます。ほかの事業者様のプレゼンでは、基本的に指定電気通信設備設置事業者の合意を前提として、ビル&キープ方式というような話が展開されておられましたが、KDDI様におかれては、これはルールとして、義務として全事業者を対象とすべきとお考えで、4枚目あたりのモバイルー固定間においては前倒しでのルール適用ということについて述べておられます。合意によらない理由や、あるいは、合意による場合だと何かデメリットがあるというお考えがありましたら、お教えいただければと思います。

以上でございます。

【辻座長】 それでは、KDDIさんお願いいたします。

【KDDI】 西村先生、御質問ありがとうございます。ルールでというふうに申し上げたのは、おのおの私企業でございますので、それぞれの収支影響を踏まえて、個々の協議の中で合意を取ろうとすると、なかなか進んでいかないのではないかと考えております。我々としては、音声サービスの縮退の傾向の中で、どのようにして省力化、効率化をしていくかというのを考えますと、ルールメイクをして全事業者がビル&キープ方式を導入することで、そういったものを実現することが最も良いのではないかと考えて、このような記載をしているというところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは続きまして、酒井構成員お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。直接的にはソフトバンクの資料の9ページのところで、大体コストベースで言うと接続料が1.3、1.2程度違うのがNTTドコモとソフトバンクの差ですが、ネットワーク規模などがあるので仕方ないことという話がありまして、そうすると、これは別に着信側だけでなく、発信側の通信コスト、要するに、接続点に行くまでの通信コストも同じぐらい変わるのかなという気もいたします。そうだとすると、他方、KDDIの御説明で、ユーザ料金はこういうものとは必ずしも関係なくいろいろなところで考える、というお話でしたが、そのような解釈に基づけば、コスト全体は発信側も着信側も含めてネットワーク規模が小さいと2、3割違うが、ユーザ料金ではそうならないように努力していると解釈すればよろしいでしょうか。

【ソフトバンク】 酒井先生、御質問ありがとうございます。酒井先生がおっしゃるとおり、ユーザ料金の設定に関しましては、当然コスト等の回収という考え方もありますが、事業者間で市場の中で競争していますので、コストの回収ベースだけではない要素がいろいろ入ってくると思っています。そこは企業努力で他社さんに負けない魅力的な料金設定もしますし、そういった要素の中で決まっていくものだと認識しております。

【酒井構成員】 必ずしも着信側の接続料だけでなく、全体の通信コストという意味で、規模の大きいほうが2、3割は有利になるので、それは別の面で回収し、調整というか、ユーザ料金には反映しないように努力しているのだと理解いたしました。どうもありがとうございました。

【辻座長】 ありがとうございます。では続きまして、西村真由美構成員お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。環境が激変するので、新しい計算方法を採用するというのは大変良い機会だと思っています。それがユーザ料金にどう直結していくかということで、NTT東西さんとドコモさんのほうでは、柔軟なサービスメニューを考えていますという発言がありました。その中に、着信側に係る費用というのも柔軟なサービスメニューの中にあるのかと、ソフトバンクさんのほうから着信に係る費用負担もあり得るといった話がありましたので、想定されていたら御説明をお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、最初にNTTドコモさん、お願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。今御指摘いただいたような方法も考え得るかとは思いますが、ユーザ料金につきましては、利用者利便を考えながら、どういうものが最適かというところについて今後も検討してまいりたいと考えております。

【辻座長】 ありがとうございます。続きまして、KDDIさんお願いいたします。

【KDDI】 KDDIでございます。我々も、先ほど来申し上げておりますとおり、ユーザ料金につきましては、様々な状況を踏まえまして設定させていただきます。その中で、もしもそういったものが魅力的であるということであれば、判断するというところかと思いますが、現時点ではそういったものはまだ考えてないというところでございます。

以上です。

【辻座長】 最後に、NTT東日本・西日本お願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 西村先生、ありがとうございます。御質問いただきました着信で課金をするというアイデアにつきましては、現時点で当社では考えていないところでございます。柔軟な料金体系については検討してまいりたいと思いますが、例えば移动通信分野における定額制のようなメニューを、現時点では私どもは用意できておりませんが、こういったことも今後検討が進んでいくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。それでは、相田構成員お願いいたします。

【相田座長代理】 先ほど片桐課長から、制度設計の話があり、そのときにお鉢が回ってきそうな立場として質問します。1年半前に、一旦最終答申として情報通信審議会が答申したものがあって、それからまだそれほど時間がたってないという状況なのですが、今回

のこの場での検討は、事業者から要望があり、かつ、PSTNマイグレーションで接続が双方向的になるのいいきっかけであるという御指摘があつて、それはそれで一つの考え方かと思うのですが、ソフトバンクの資料の4ページに書かれている赤線を引いていただいた部分がありますが、ここに関して総務省として、既に状況が変わっていて、見直す余地があるとお考えなのかどうかということをお聞かせいただきたいです。

【辻座長】 それでは、事務局お願いいたします。

【片桐料金サービス課長】 総務省料金サービス課長の片桐でございます。相田先生、御質問ありがとうございます。

御指摘の点でございますが、まさに現在事業者からの提案に基づいてヒアリングをしているところでございます。また、このヒアリングが終わりましたら、接続料の算定等に関する研究会の場でもいろいろ御議論いただくことになろうかと思っております。その結果を踏まえて、必要であれば情報通信審議会に上げることになると思っておりますので、現時点において事務局として何か確定的な判断をしているというものではございません。

以上でございます。

【相田座長代理】 了解いたしました。

【辻座長】 このように議論していただきまして、非常に問題が重要だということが分かりました。過去の政策との連続性、あるいは情報通信分野における非常な市場環境の変化等もありますので、いろいろ議論を積み重ねて、今片桐課長が言われましたように、この後審議、議論を経て、どのような形へ持っていかまた検討させていただきたいと思っております。大変有意義な議論ができたと感じております。

それでは、追加で御質問等がございましたら、事務局へ1月31日火曜日までに届けていただき、取りまとめて各事業者の方に取り次ぎたいと思います。

それでは、最後に、次回の会合につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は活発な御議論ありがとうございました。次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【辻座長】 それでは、活発な議論どうもありがとうございました。本日の議論はこれをもって終了したいと思います。

以上